

# 令和8年度東京都エシカル消費普及啓発推進事業助成金交付要綱

令和8年3月31日局長決定

7生消企第674号

## (趣旨)

第1 この要綱は、東京都エシカル消費普及啓発推進事業の助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定める。

## (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 助成金

東京都が反対給付を受けないで助成事業を行うものに交付する助成金をいう。

### (2) 助成事業

助成金の交付の対象となる事業をいう。

### (3) 申請者

助成金の交付を受けようとする者をいう。

### (4) 助成事業者

助成金の交付の決定を受けた者をいう。

### (5) TOKYOエシカルアクションプロジェクト

東京都がエシカル消費の推進に積極的な企業・団体等と連携し、都民への働きかけを継続的に行うことで、エシカル消費を日常にするための社会的ムーブメントを創出することを目的として実施するエシカル消費の普及啓発事業をいう。

### (6) パートナー

東京都からTOKYOエシカルアクションプロジェクトへの参加決定を受けた企業・団体等をいう。

### (7) 代表事業者

助成事業を連携して行おうとする複数の事業者のうち、交付申請、各種届出・承認申請、東京都からの通知の受理、助成金交付請求、助成金の受領等の助成金に係る一切の手続を代表して行う者をいう。

### (8) 共同事業者

助成事業を連携して行おうとする複数の事業者のうち、代表事業者以外の者をいう。

## (助成事業)

第3 助成事業は、東京都内において実施される事業であって、(1)又は(2)に定める要件に該当し、かつ(3)に掲げる共通要件を全て満たすものとする。

### (1) パートナー2者以上が連携して実施する事業

ア 都民のエシカル消費の認知度向上、興味・関心の喚起、実践促進及びTOKYO

エシカルアクションプロジェクトの活動の普及に資する事業であること。

イ 前号の目的を達成するために実施される普及啓発活動であって、次に掲げるいずれか、又はこれらを組み合わせたものであること。

(ア) セミナー、ワークショップ、マルシェ、展示会等のエシカル消費の習得や体験を提供する活動

(イ) エシカル消費の推進に資する事業連携についての広報活動

ウ 新たに実施する事業であること。

エ 原則として対面によって実施される事業であること。

オ 過年度に本助成事業の交付決定を受けたパートナーと連携して実施する事業でないこと。

(2) パートナー単独でエシカル消費の普及啓発を目的としたイベント、マルシェ等に出展する事業

ア 民間事業者が実施するエシカル消費の普及啓発を目的としたイベント、マルシェ等であること。

イ 初めて出展するイベント、マルシェ等であること。

ウ 対面によって実施される事業であること。

エ 過年度において東京都主催の「TOKYOエシカルマルシェ」への出展がないこと。

(3) 共通要件

ア 都民に広く公開されている事業であること。

イ 政治活動又は宗教活動を目的としない事業であること。

ウ 公序良俗に反しない事業であること。

エ 申請者自らが企画・運営する事業であること。

オ 専ら営利を目的としない事業であること。

(助成対象事業期間)

第4 助成の対象とする事業期間は、令和8年4月1日から令和9年1月末日までとし、助成金の交付決定日以降に開始される事業であることとする。

(申請者の要件)

第5 本助成金の交付申請ができる者は、別紙1に掲げる企業・団体等であって、次の各号に全て該当するものとする。

(1) 東京都が実施する TOKYO エシカルアクションプロジェクトに参画し、パートナーとしての決定を受けていること。

(2) 政治活動又は宗教活動を行っていないこと。

(3) 公序良俗に違反した活動を行っていないこと。

(4) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。

(5) 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成31年3月19日付30総行革監第91号）に規定する東京都政策連携団体又は事業協力団体でないこと。

(6) 過去において、本事業の助成金の交付を受けたことがないこと。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及

び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく助成金の交付の対象としない。

(1) 暴力団(暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。)

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

3 本助成金の交付申請は、一事業者につき、第3(1)又は(2)の事業のいずれか一に限る。

(助成事業者の連携)

第6 事業者が2者以上で連携して事業を実施する場合は、連携を構成する事業者の中から代表事業者を定め、助成金の交付に係る手続等を委任するものとする。

2 前項の場合において、連携を構成する事業者は、以下の要件に適合しなければならない。

(1) 代表事業者は、設立後2年以上(申請日時点)を経過していること。

(2) 当該助成事業により財産を取得する場合は、代表事業者にその財産を帰属させること。

(3) 代表事業者は、助成事業の実施に係る全ての責任を負うものとし、連携を構成する他の事業者が法令等若しくはこの要綱に違反した場合についても代表事業者がその責を負うこと。

(4) 連携を構成する事業者間において資本の出資関係がないこと。

(助成対象経費)

第7 助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、別表1に掲げる費用のうち、知事が必要かつ適当と認め、用途及び単価等の確認ができるものとする。ただし、同一年度において、本助成のほかに国や地方公共団体からの補助金、助成金若しくは交付金を申請している又は既に交付決定を受けた事業は、助成交付の対象としない。

(助成金の額)

第8 東京都が助成事業者に助成する金額は次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 第3(1)の事業 助成対象経費(助成事業に関し協賛や寄附金、参加費等の収入がある場合には、これらを控除した額)の2分の1以内とし、1事業につき30万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

(2) 第3(2)の事業 助成対象経費の2分の1以内とし、1事業につき20万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

2 申請者は、第8の規定による申請書を提出するに当たっては、総事業費から消費税等相当額を除いて申請するものとする。

(交付申請)

第9 申請者は、助成金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、

東京都知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

- (1) 助成事業に係る事業計画書
- (2) 助成事業に係る事業収支予算書
- (3) 申請団体調書
- (4) 定款・寄附行為又はこれらに類するもの
- (5) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (6) 印鑑登録証明書
- (7) 法人税確定申告書（確定申告書別表一並びに決算報告書における貸借対照表及び損益計算書）の写し
- (8) 誓約書
- (9) 委任状（2者以上が連携して実施する事業に限る。）
- (10) その他、知事が必要と認めるもの

（交付決定）

第10 知事は、第9の規定による助成金交付申請書を受理したときは、助成金の交付決定のために必要な審査を行い、予算の範囲内において、交付又は不交付の決定を行う。

2 知事は、前項の規定の場合において必要があると認めるときは、条件を付して助成金の交付決定をすることができる。

3 知事は、第1項の規定により、助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、また、不交付と決定したときは助成金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

4 知事は、必要と認めた場合には、申請者が、第5 2に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

（申請の撤回）

第11 助成事業者は、第10 3に規定する通知を受領した場合において、助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により申請の撤回をすることができる。

（公表義務）

第12 助成事業者は、助成事業を実施するに当たっては、当該事業が東京都による助成事業である旨を公表し、また、適当な方法により表示しなければならない。

（届出事項）

第13 助成事業者は、名称、所在地、代表者、印鑑等を変更した場合は、それを証する書類を添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。

（承認事項）

第14 助成事業者は、次に掲げる事項の変更を行うときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、助成事業の目的に影響を及ぼさないと認められる軽微な変更については、変更内容の届出をもって代えることができる。

- (1) 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 助成事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (3) 助成事業を中止し、又は、廃止しようとするとき。

2 あらかじめ知事の承認を受けることなく事業内容を変更し、実施した場合には、知事は、当該助成金の交付決定を取り消すことができる。

(変更等の承認申請)

第15 助成事業者は、第14 1の規定により変更の承認を受けようとするときは、変更承認申請書(別記第4号様式)又は、事業中止(廃止)承認申請書(別記第5号様式)をあらかじめ知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請を受理したときは、申請の内容を審査の上、その結果を助成事業の内容変更等承認(不承認)通知書(別記第6号様式)により助成事業者に通知するものとする。

(事故報告等)

第16 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、遂行の見通し等を文書により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(遂行命令等)

第17 知事は、助成事業の円滑で適正な執行を図るため必要があるときは、助成事業者に助成事業の遂行の状況に関して報告させることができる。この場合において、助成事業者の報告等により、助成事業が交付決定の内容又は条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対し、事業の遂行等に関して必要な命令をすることができる。

2 助成事業者は、前項の規定に基づき、遂行命令を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(実績報告)

第18 助成事業者は、助成事業が完了した日から30日以内又は1月末日のいずれか早い日までに実績報告書(別記第7号様式)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第19 知事は、第18の規定による実績報告書が提出された場合においては、その内容を審査し、その報告に係る成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書(別記第8号様式)により、助成事業者に通知する。

(是正のための措置)

第20 知事は、第19の規定による審査の結果、助成事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるために必要

な措置を命ずることができる。

(助成金の請求及び支払)

第21 第19の規定による通知を受けた助成事業者は、速やかに助成金支払いの請求書(別記第9号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項による請求書の提出があった場合には、その内容を精査し、適当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第22 知事は、助成事業者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金の交付の請求につき不正の事実があった場合

(2) 助成事業を中止又は廃止した場合

(3) 助成事業を遂行する見込みがなくなると認められる場合

(4) 助成事業者が第5 1に規定する要件に適合しなくなると認められる場合

(5) 第29に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合

(6) 助成事業者(法人の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が、第5 2に規定する暴力団員等に該当するに至った場合

(7) その他この要綱に違反したと認められる場合

2 前項の規定は、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 知事は、1の規定による取消しをしたときは、速やかに助成事業者に通知する。

(助成金の返還)

第23 知事は、第22の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第24 助成事業者は、第22の規定による取消しを受け、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該助成金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 助成事業者は、助成金の返還が命ぜられた場合において、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

3 知事は、やむを得ない事情があると認められるときは、助成事業者の申請に基づき当該違約加算金及び延滞金の全部または一部を免除することができる。

(違約加算金の計算)

第25 第24 1の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、助成

事業者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第26 第24 2の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(帳簿及び関係書類の整備保管)

第27 助成事業者は、助成事業に係る経理については、他の経費と区分し、収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類を整理して、助成事業完了の日の属する年度の終了後、5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第28 助成事業者が助成事業により取得し、または効用を増加した財産を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、助成金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して別に知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(調査等)

第29 知事は、助成事業の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、東京都職員をして助成事業者の事務所等において、直接、帳簿書類等を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定は、助成事業完了後においても適用があるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第30 申請者及び助成事業者は、第9の規定に基づく交付申請、第13及び第14の規定に基づく届、第15 1の規定に基づく承認申請、第16の規定に基づく事故報告、第18の規定に基づく実績報告、第21の規定に基づく助成金の請求については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(電子情報処理組織による通知等)

第31 知事は、第30の規定により行われた交付申請等に係る第10 3、第15 2、第19の規定に基づく通知について、当該通知等を電子情報処理組織により行うことができる。

(その他)

第32 この助成金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別紙 1 (第 5 関係)

第 5 の企業・団体等とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 2 条第 1 号に定める「会社」
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 17 年法律第 87 号) 第 3 条第 2 号に定める「特例有限会社」
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (平成 18 年法律第 48 号) に規定する「一般社団法人」及び「一般財団法人」
- (4) 法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 別表第 2 の「公益法人等」。ただし、次の各号のいずれかを満たすものは除く。
  - ア 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とするもの
  - イ 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
  - ウ 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの
- (5) 法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 別表第 3 の「協同組合等」
- (6) 特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) 第 2 条第 2 項で定める「特定非営利活動法人」
- (7) 国立大学法人法 (平成 15 年法律第 112 号) 第 2 条第 1 項に定める「国立大学法人」
- (8) 地方独立行政法人法 (平成 15 年法律第 118 号) 第 68 条第 1 項に定める「公立大学法人」

別表 1 (第 7 関係)

1 パートナー 2 者以上で連携して事業を実施する場合の助成対象経費

費目	助成対象経費
人件費	助成事業の実施に係る人件費（実施主体の内部職員等の経常的人件費は除く。）
謝礼	助成事業における講師、講演者等への謝礼金
広報費	助成事業の広報活動、広告宣伝等に係る費用
教材費・資材費	助成事業を実施する上で必要となる消耗品、食料品、教材、資材等の購入・制作に係る費用
役務費	助成事業を実施する上で必要となる通信運搬費、その他各種サービスの使用料
会場費	助成事業を実施する会場の使用料や設営・撤去に係る費用
委託料	助成事業を実施する上で必要となる委託料

※次に掲げる経費は補助対象外とする。

- ・ 契約から支払いまでの一連の手続きが助成対象期間内に行われていない経費
- ・ 助成事業に関係のない物品の購入、制作、業務委託等の経費
- ・ 交付決定後に追加された経費
- ・ 公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費
- ・ 助成事業から逸脱し、専ら自社の宣伝とみられると判断した場合の広告費用
- ・ 領収書等に不備がある場合
- ・ 助成対象事業以外の事業と混同して支払いが行われており、助成対象事業に係る経費が区分できない場合
- ・ 領収書の宛名が申請者である法人名義ではなく、当該法人の代表者その他の個人名義となっている経費

2 パートナー単独でイベント、マルシェ等に出展する場合の助成対象経費

費目	助成対象経費
出展料	小間料、出展登録料等、出展の条件として主催者に支払う経費

※次に掲げる経費は補助対象外とする。

- ・ 契約から支払いまでの一連の手続きが助成対象期間内に行われていない経費
- ・ 交付決定後に追加された経費
- ・ 公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費
- ・ 領収書等に不備がある場合
- ・ 助成対象事業以外の事業と混同して支払いが行われており、助成対象事業に係る経費が区分できない場合
- ・ 領収書の宛名が申請者である法人名義ではなく、当該法人の代表者その他の個人名義となっている経費